

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 6 9 9 ~ 2 7 3 2	受 理 年 月 日	令 和 6 年 11 月 27 日
件 名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要 旨	<p>京都市敬老乗車証制度は、1973年に高齢者の生きがい対策として創設され、半世紀以上にわたって市民に利用されてきた。多くの利用者からは、敬老乗車証があるので安心して外出できる、お医者さんに行くのに助かっている、ボランティア活動に参加できて人生の生きがいを感じる等々の喜びの声が寄せられている。</p> <p>ところが、京都市は2022年10月から制度を改悪し、その結果、4万8,000人も市民が利用できなくなってしまった。改悪の内容は、2021年度比で本人負担が3倍（～4.5倍）、交付が順次75歳に、総所得700万円以上は交付対象外というもので、福祉の後退と言わざるを得ない。</p> <p>京都市の敬老乗車証制度の改悪は、私たちの生活に更なる負担を押し付けるものである。今、バス事業は路線やダイヤの減少、運賃値上げ等、厳しい状況にあるが、敬老乗車証の利用減少は更なる事業後退につながることは明らかである。</p> <p>去る9月26日に市長が公表した市政の点検結果については、人々が出会い、つながることができるこのまちを、未来に継承していくこと、多様な主体が、交ざり合うことが、今、改めて重要とし、地域コミュニティのつながり・支え合いによる課題解決を挙げている。労働者不足、人手不足と言われる中で、市長の指摘する課題解決のためにも、敬老乗車証制度を使って、高齢者がその能力・経験・知恵を発揮することが一層望まれているのではないか。ここに、改正前の制度が果たすべき新しい今日的役割・意義があると言える。</p> <p>については、高齢者の生きがいを支え、社会活動の前進や健康長寿を進め、バス事業を支援する敬老乗車証を2021年度基準に戻し、市民利用が拡大されることを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		